

## B1ケース

年	月	日	時刻	客観的事実	原告	被告
99(11)	10	30		刈谷警察逮捕	傷害致死。	
	11	19		名古屋拘置所岡崎支所に移監		
00(12)	3	22		一審判決(岡崎支部)	4年、実刑。 弁護人杉浦豊	
	5	9		名古屋拘置所に移送		
	8	28		控訴審判決(名古屋高裁)	控訴棄却。上告	
	10	9			刑務官が侮蔑的な発言をしたので抗議した。その際、食器が刑務官に当たったに過ぎない。	巡回中の看守から静かにするよう注意されたことに憤激し、大声を発しながら残飯入りの食器を看守の腰部に当て、看守の制服及び廊下を汚損した。
	10	31		懲罰 - 1(叱責)		10月9日の職員暴行について
01(13)	1	20	午前11時 55分頃		昼食量が少なかったので報知器を押して職員を呼んだが、納得できる回答がなかったため、2回ドアを蹴って、上司を呼ぶように求めた。2階に連れて行こうとしたので、自分に触ると警告して、自分で房から出た。処遇室で昼食量のことについて応答していたとき、A7看守長が大声でドアを蹴ったことを責めた。原告は興奮状態にはない。	昼食の量が少ないと抗議し、職員が規定量である旨説明したが、怒鳴り続け、ドアを蹴り、舎房の静穏を害したため、処遇部門取調室に連行し、再度、食事の量が規定量である旨説明したが、怒鳴り続け、事務机の上を殴打ちし、A7看守長に殴りかかろうとするなどの興奮状態が続いた。
			午後0時1 0分	保護房収容 - 1	自分の房に戻ろうとしたところ、看守らに突然腕などを捕まれたので、抗議したが、暴れてはいない。保護房に収容する際に看守らが原告の右腕と右足をドアに挟み、怪我をさせた	職員の指示した方向と反対の方向へ進んだので、再度、指示したが、怒鳴りながら拒否したため、方向転換を促したところ、職員に体当たりする等して暴れたため、保護房へ収容した。また、原告は保護房収容の際、入口枠部分に右手右足をかけて抵抗したため、指等を挟まないよう原告の手足等を確認しながら扉を閉めた。
			午前11時 35分		保護房収容後、A3副看守長は原告をあざけた。	保護房内で大声を発し、放歌し、口笛を吹きながら徘徊し続けた。朝の点検時に布団を外へ出すと大声を発しながらA7看守長に殴りかかる暴行の氣勢を示した。また、いったん受け取った昼食を食器孔から外に投げつけ、食事を床にまき散らした。
			午後1時3 7分	保護房収容解除	原告は、腕、足、胸のアザを見せ、医師の診察を求めた。	心情が安定し、暴行のおそれなくなったものと認められたため、保護房収容を解除した。なお、原告を居室に収容した際に、原告から負傷等の申出はなされなかった。

			午前10時 22 40分ころ	A12医師診察		刑務官A6が医師を連れて、原告の房へ来た。医師に打撲傷を見せたが、特段の治療は求めなかった。	医師が巡回診察をした際、右手及び右足等に青あざがある旨訴えたため、確認したところ、いずれの部位にも腫脹はなく、治療の必要がない程度の皮下出血であった。原告は、薬や治療は不要であるが、記録を残しておくように執拗に求めた。その際、「脇腹部」の受傷についての訴えはなかった。
	2	16		懲罰 - 2 (軽屏禁3日文書 画閲読禁止3日)		懲罰委員会の部屋で、原告は、委員会の決定は受け入れない、といった。	1月20日に原告がした粗暴言動行為については、詳細な事実関係の調査を経て、懲罰審査会が開催された。
						2階の取調室での2時間の話し合いでも懲罰を拒否して、原告が自分の房に戻ったところ、本も所持品もなかったため、自分の居室に入るのを拒否。原告は、保護房へ行くと言った。職員が、2階に行くことを求めたが、原告は拒否した。原告が攻撃的な行為をしていないにもかかわらず、6人から8人の刑務官が、原告を制圧し、金属手錠をかけ、保護房まで連行された。	処遇部門取調室において当該懲罰及び懲罰時の生活要領を再三説明したが、「懲罰は納得できない。物品の引上げに携わる職員には危害を加える。」等と再三述べた。その後、居室に私物がないことから入室を拒否したので、職員が再三、入室を指示し、「自ら部屋に入らないのなら、職員が君の腕を取って連れて行くことになる。」と5回にわたり説示したが、「やってみろ。」と述べて動かなかったため、職員が居室に入室させようとしたところ、肘打ち、足蹴り、頭突き等の暴行をなした。
			午後3時5 2分	保護房収容 - 2		刑務官A6が保護房に入ってきて、原告に「今手錠を外したどうするか」という馬鹿な質問をするので、原告は皮肉たっぷりに「多分、おまえらの一人を殺す」と答えた。すぐに看守らは保護房を出た。その30分後に看守らは戻ってきて、原告の手錠を外した。	保護房内で金属手錠解除を試みたが、大声を発し、暴行をなしたため、「落ち着かなければ手錠を外せないでしょう。」と言うと、「手錠を外したら、誰でもいいから殺してやる。」と言って、職員を足蹴りしようとしたため、金属手錠を解除した場合、制圧職員に暴行するおそれが顕著に認められたため、金属手錠をしたまま保護房に収容した。
			17			原告は、寝床の中にずっといた。温かい食事を求めたが、拒否された。	朝食は、ゆで卵のみ喫食。昼食は、主食(パン、ジュース及びお茶)を喫食。夕食は、副食(肉じゃが及びお茶)を喫食した。

		18	午前中		看守らが来て、原告に起きろと言って寝具を持っていった。床のヒーターが切られた。その後寝具は戻され、ヒーターも入った。A6が「食事を取るように」と忠告してくれたが、イカは食べられないので拒否した。	午後零時55分、A6看守部長の通訳を介し説示し、布団を引き上げようとしたところ、突然立ち上がって怒鳴りだし、監督当直者に立ち向かおうとしたため、直ちに扉を閉めた。午後5時5分ころ、夕食を食べ、居室に戻って生活するように指導したが、「イカだめ、食べない。」と拒否し、居室については、「ノーブック、パイオレンス。」と怒鳴り始めたため、説示を中止した。
		19			職員から房に戻るよう要求されたが、本が戻っていないので拒否すると述べた。「1図書について外国人を差別しない。2外国人にあった食事をするようにメニューを考えること、3房に戻ったら入浴させよ。」と交渉。A6からメニューは少しかかるが、外の要求を受け入れると告げられたので、原告は房に戻った。	「パンやコーヒーは、懲罰中には食べれないのか。」と質問したため、喫食できる旨回答すると、「オーケー、わかった。」と穏やかに会話できる状態となったため、保護房収容を解除した。
			午後2時35分	保護房収容解除	解除後入浴ができた。	

	3	14	懲罰 - 3 (軽屏禁5日、文書 図画閲読禁止5日)		原告は、「2月16日の出来事は1月20日の出来事に対する不当な懲罰に起因している」と述べた。原告は5日間ずっと寢床にいた。	2月16日に原告がした職員暴行行為に対する懲罰。懲罰執行中にもかかわらず、居室内を徘徊したり、布団に横臥したりしていた。
		18	懲罰終了			
	7	2			雑居運動場での運動を要求。	雑居運動は許可できない旨を告知。
		30			雑居運動不許可の理由の告知を求めて、ハンガーストライキ開始。	
	8	3	午後3時45分ころ			食事を摂るよう指導。原告からの質問に回答したところ、ハンガーストライキは中止する旨を述べて、その場で夕食を喫食した。
		6	午前10時40分ころ			取調室でA6看守部長が運動の件で面談。原告は、総領事館に対して、全ての外国人に対して雑居運動場の使用を認めていないという内容の電話をかけるよう要求してきた。
			午後5時ころ			A6看守部長が取調室において、事実と反するので連絡できない旨回答。原告は、ハンガーストライキ開始を宣言。
		7	午前7時30分ころ			朝食を食べなかった。
			午後3時35分ころ		原告は、A20に対して、A6を通じて侮辱と脅しの言葉を説明するように申し出た。	原告に対し、わがままな要求を押し付けるための不当な手段であるハンガーストライキを中止するよう告げた。
		8	午前9時ころ			A20看守部長に、昨日の警告内容のコピーを要求する申出があった。
			午後1時5分ころ		原告が風呂から房に戻ったところ、誰かが房に入ったことが判ったので、A20にそのことの説明を求めた。A20は一言も言わずに行ってしまった。	原告に対する健康管理上の必要から原告の居室内での間食の状況を確認するため、居室を捜検したところ、間食(クッキー等)が減っていることを確認した。

					その後、誰も来なかったので、報知器を押した。A20が来たので、英語のできる者を連れてくるように要求したが、拒否された。そこで原告は、ドアを本で5、6回叩いた。怒鳴ってはいない。8～10人が来て、2階へ来いに行った。原告は自分から房を出ようとしたが、A3が原告に突撃してきたので、原告が掌を上に向けたまま、前ブロックをしたところ、A3の頭の左側をとらえて、同人は床に転がった。その後、看守が原告を持ち上げて首を絞めた状態で保護房に運ばれた。	職員の制止に従わず、「ファッキン、ファッキン」等と怒鳴りながら左手に持った辞書で扉を連打したため、非常ベル通報した。同通報で10数名の職員が駆けつけ、A14統括が扉を叩かないよう指示したが怒鳴り続けたため、処遇首席が保護房収容を指示。出室の指示に従わないため、運行しようとした副看守長A3の左顔面を右手拳で殴打し22日間の加療を要す傷害を負わせ、その反動でA14統括の左頬にも原告の右手拳が当たった。保護房へは原告を仰向けに制したまま運行しており、原告の首が締まる状況はなかった。
			午後3時40分頃			
			午後4時15分	保護房収容 - 3		極度の興奮状態であり、暴行のおそれが顕著に認められた。
			午後4時19分	革手錠使用、金属手錠併用	革手錠を息ができないほどきつく装着された。2～3時間放置された。そのために負傷した。	制圧を解除した際に職員に暴行するおそれが顕著に認められたため、戒具(革手錠)を右手前左手後ろに使用。
			午後5時29分	革手錠使用を解除	A1が革手錠を外し、寝具が投げ入れられた。	
			午前11時40分頃	A23医師診察	A23医師は食事のことを言うだけで怪我について関心を示さなかった。	治療不要の軽微な皮下出血が認められた。原告に食事を摂るように指導した。
			午後0時8分	保護房収容を解除		
			午後1時25分頃		A32看守が英語を話せなかったため、英語を話せる職員を呼んでこいと言った。	8月8日の暴行事案について調査開始。原告は、通訳を介し、「あなたを信用していないから、取調べには応じない。」旨述べて取調べを拒否した。
			午後2時45分頃		原告の虐待に関わった職員からの調査には応じられないと拒否、自分で供述書を書くと申出。	「保護房収容に関与した職員が行う取調べは受けない。」と述べて取調べを拒否した。自分の言い分を自分で書くことを要求。
			午後2時5分頃		自分で報告書を書いて出す、と述べたが、A13は拒否した。	8月8日の件の取調べ拒否。
			午前10時ころ		同じことを言うので、「自分で報告書を書く、何度同じことを言わせるのだ」と述べた。	8月8日の件の取調べ拒否。

		29		懲罰審査会		30分に渡り、自己の主張を述べた。原告がA3を襲い、殴って全治5日間のケガを負わせたとの拘置所の言い分であった。	原告は告知された容疑事実を否認。
		29		懲罰 - 4 (軽屏禁20日、文書図書閲覧禁止20日)			8月8日、大声を発して壁を連打し、職員に対して暴行した件の懲罰
		31	午前8時50分頃			原告は静かに寝ていた。起きるように言われたが、「ほっといてくれ」と返事した。	受罰中にもかかわらず居室内において布団に横臥していた。起きよう指示したが拒否。
			午前10時55分頃	職員による暴行		原告は布団に横になっていた。A14が「オキナサイ、布団ダメ」と行った。原告は「一人にしておいてくれ」と言ったが、刑務官は、布団を取り去った。その後でA24、A2ら刑務官が暴行を加え、両腕に痣ができた	起きるように再度、指示したが拒否したため、掛け布団を持ち上げたところ、怒鳴り散らして同掛け布団を廊下へ放り投げた。そこで、A14統括が、起きていれば布団は出さないから起きているように。」と言って掛け布団を居室内に戻した。
	9	2	午前9時40分頃			指示の事実否認。	懲罰中のため座しているべきところ下着姿にアイマスクを着けて布団に横臥していたため、起きよう指示したが拒否。
			午前11時20分頃			A5が指揮して、布団を取り上げようとし、原告が拒否したところ、A5看守長が原告の左手をつかみ、房から出そうとした。そのとき、左手の外側にひっかき傷ができ、出血した。	6名の職員が原告の居室に赴き、A5看守長が起きよう指示したところ、原告がA5看守長に唾を吐き、さらに顔面を殴打し、顔面挫傷全治10日間の傷害を負わせた。
			午前11時32分	金属手錠使用		A5が原告の右手を突いたので、右掌の痛みで左手でA5看守長を突き放した。職員が一斉に襲いかかって制圧した。原告は抵抗しなかった。そのときに金属手錠をかけた。	原告の両手足を制圧したがさらに暴れて極度の興奮状態が認められたので、戒具(金属手錠)を両手後ろに使用。
			午前11時35分	保護房収容 - 4			大声を発して暴れ続ける等極度の興奮状態で、暴行のおそれが顕著なため保護房に収容。
			午前11時40分頃	革手錠、金属手錠使用		原告は完全に受け身であった。A5が原告のパンツを下げようとしたので原告は抵抗したが、肛門に何かを突き刺された。その後、刑務官が10～20分かけて革手錠をかけた。	保護房に収容したことから、緊急使用していた金属手錠を解除しようとしたところ、原告は大声を発し、職員を蹴るなどの暴行をしたため、戒具の必要性を認めて、革手錠(金属手錠併用)へ変更した。
			午後5時40分	戒具使用解除		午後7時30分ごろ、乱暴に革手錠が外された。そのとき、刑務官は、わざと足や腕の筋肉をつねった。	怒鳴っていたが一時期の興奮状態がやや薄らいだため戒具の使用を解除。

		3	午前11時 42分頃	A28医師診察実施		石本とA28医師が原告の傷を計りながら検査した。	写真撮影を要求されたがその必要性が認められなかった。診察結果は、軽度の擦過傷、腫脹等と、両腰部に皮下出血を認めたが、いずれも治療の必要なし。
			午前11時 52分	保護房収容解除			
		11	午前7時こ ろから			指示は否認。	受罰中のため座しているべきところアイマスクを使用し布団に横臥していたため、起きよう指示したが拒否。
			午前9時7 分	保護房収容 - 5		午前8時ころに3,4度起きるように呼びかけがあった後、突然に看守が入ってきて掛け布団を引たくり、枕、シーツも取られた。ヘルメット装備の看守3名が原告を房から運び出した。3分で保護房に入れられた。	再三の指示を無視したため布団を取り去ったところ、大声を発して職員に暴行する等極度の興奮状態で、制圧後も職員に対する暴行のおそれが顕著に認められたため、保護房に収容。
		12	午前10時 51分	(A12医師診察)		医師は診察していない。	診察の際、原告から身体的に虐待されたとの訴えがあったことから、当該部位を見せるよう指示したが、原告はかたくなに診察を拒否。外から見える箇所には外傷は認められなかった。
			午後0時8 分	保護房収容解除			
		13	午後1時こ ろ			診察要求	診察受付時間に、原告から診察の申出がなかったが、「ドクター、なぜ、ない。」と申し出たため、担当職員が、急用でなければ診察の申出は明日の朝にしてはどうかと指導した。原告からその後の診察の申出はなかった。
		14	午前10時 50分ころ	A23医師診察		診察要求	原告は居室内で人を殴るような態度をとって威嚇しており、開扉した場合、暴行のおそれが認められたため、視察窓越しに問診したところ、問診を拒否した。
		17		懲罰終了			
		28		上告棄却判決(最高裁)			
10	10			懲罰 - 5(軽屏禁10日、文 書図画閲読禁止10日)		懲罰委員会で、拘置所は、A5に9日間の医療処置が必要だったと主張した。	9月2日及び11日に原告がした職員に対する暴行行為等に対する懲罰
				刑確定			
				懲罰終了			
				大阪刑務所に移監			